家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成26年7月8日(火)午後3時30分から午後5時30分まで

第2 場所

東京家庭裁判所大会議室

第3 出席委員(五十音順)

青山善充,秋吉仁美,岡田幸之,小川正持,各務美奈子,久木元伸,澄川洋子, 竹内景子,乃南アサ,原幹生,巻淵眞理子,水野あゆ子,三森仁,三矢惠子,宮 嶋芳弘,山口裕之

第4 テーマ

少年事件における教育的措置について

第5 議事

- 1 新委員挨拶(岡田委員,乃南委員)
- 2 少年事件における教育的措置について
- (1) テーマ選択について

(委員長)

本日は,「少年事件における教育的措置について」と題したテーマで進め させていただく。

(2) 家庭裁判所による総論説明

(説明者)

家庭裁判所は,罪を犯した少年などに過ちを自覚させ,少年を更生させることを第一の目的として,調査,審判を行っており,この調査及び審判の過程で,少年が本当に非行に及んだかどうかを確認した上,非行の内容や少年の抱える問題点に応じた適切な処遇を選択している。主な保護処分には,少年を保護観察所の指導監督に委ねる保護観察,少年院に収容して矯正教育を

授ける少年院送致などがある。

このほか,審判は開くものの保護処分に付することなく事件を終わらせる不処分,審判を開かずに事件を終わらせる審判不開始があり,交通関係事件を除いた一般保護事件では,その4分の3が審判不開始と不処分で終局している。

審判不開始,不処分というと,家庭裁判所が何もしないまま少年事件を処理しているかのような印象を与えがちであるが,審判不開始又は不処分の場合でも,家庭裁判所は少年,保護者から十分に話を聞くなどして,非行の動機や内容,少年の性格,少年を取り巻く環境の問題点などを丁寧に調べ,家庭裁判所調査官さらには裁判官が,訓戒や指導などの教育的な働き掛けを行っている。

少年法は,少年の健全育成という目的達成のために家庭裁判所が行う教育的な働き掛けを「教育的措置」として規定し,少年だけでなく,保護者に対しても行うことができるとされており,保護者に対しては監護責任の自覚を促すような指導を行っている。

(3) 当庁が取り組む教育的措置の概要

(説明者)

東京家庭裁判所が行っている代表的な教育的措置を紹介する。「被害を考える教室」は、少年と保護者に万引き被害について考えさせるもので、毎回、小売店の経営者などをゲストスピーカーとしてお招きし、講話などをしていただいている。講話では、万引きによる経済的損失や万引きを発見したときに少年に対してどのような気持ちを抱くか、日頃の経営において商品の仕入れから棚出しまできめ細かく配慮していることの苦労話などにも触れていただいている。講話の後は、犯罪に遭われた方の置かれた立場や心情を更に実感させるロールプレイングなどのグループワークを行っている。

「保護者の会」は,少年が非行を繰り返さないための親の役割について話し合う機会を設け,保護者としての責任や自覚を高めてもらうことを目的として行っている。この具体的効果としては,保護者が,会で悩みを打ち明け合うことで,「悩んでいるのは自分だけではない。」と感じたり,話すこと自体で気持ちが楽になったり,保護者としてしっかりと子供と向き合っていかなければならないと感じることができるところにある。

「親子合宿」は,終局決定を留保し,少年の行動などを観察するために中間決定として行われる,いわゆる「試験観察」中の少年を対象に行っているものであり,郊外の野外活動センターで,3組から5組程度の親子で実施している。回数は年間3回,うち2回が日帰り,1回が1泊2日で,少年友の会の会員や学生ボランティアといった民間のスタッフとともに,親子ごとに班に分かれ,様々な課題に取り組みながら,コミュニケーションの在り方などを体験的に学んでもらっている。この親子合宿では,取り組んだ課題ごとに時間をかけて振り返りを行い,集団生活における自分の行動傾向や人とのコミュニケーションの在り方を少年に深く考えさせるほか,それぞれの課題を達成させることで,自尊感情を高め,自分の可能性にも気付かせることが狙いである。親子合宿は,準備する時間も労力もかなりかかる措置ではあるが,効果は大きく,やや問題性の大きい少年であっても,親や他人に対する接し方などの点で,合宿の前後で明らかな変化を見ることができる。

「対人援助型の社会奉仕活動」についても,試験観察中の少年を対象としており,例えば,特別養護老人ホームに3日間程度少年を通わせるなどして,施設の職員の指導のもと,食事の介添えや入所者の話し相手,車椅子での移動の補助などの活動に参加させている。また,少年を乳児院に通わせ,子どもの遊び相手やだっこなどの保育活動の手伝いに参加させることも行っている。

ここで、ある少年の乳児院での活動事例を紹介する。今まで自分や他人を

傷付けてきた少年は、最初のうちは乳児をだっこすることに抵抗を示したが、一緒に参加した母親の適切なアドバイスもあって、次第に慣れ、乳児と接することに喜びを感じるようになった。母親によれば、3日間の活動を無事終了して帰宅した夜、少年は「お母さん、私やりたいことが見つかったかも。」と言ったという。実際に保育士になるかどうかは別として、とかく投げやりな気持ちになりがちな少年が、このような前向きな気持ちになれたことは家庭裁判所調査官にとっても相当な驚きであった。

「地域美化型の社会奉仕活動」は、町などをきれいにする体験を通じ、社会のルールを守ることの大切さや、社会の一員であることを自覚させ、少年の内にある可能性を引き出して、更生意欲を高め、再非行防止を図る目的で実施している。この地域美化活動については、万引きした少年の事例をもとに、その教育的措置の実際について詳しく紹介する。

ちなみに,当庁の教育的措置は,この地域美化を含め,ほかに先駆けて実施されてきたものが多く,東京家庭裁判所から他庁へ,さらには保護観察所などの関係機関へも広がっているものと認識している。

(4) 事例紹介

(説明者)

事例の概要は、当時中学3年生だった男子少年が、漫画本を万引きしたという窃盗事件を起こしたケースである。少年は、本件の少し前にも2度同じように漫画本を万引きし、1度は店員に見つかったが、店限りで許してもらっていた。母一人、子一人の2人暮らしで、高校受験前、母親から勉強しると叱られていらいらしていた。以前、友人から、簡単に万引きできると聞いていた、というものである。

この事例のように,やったことが比較的軽く,保護観察や少年院送致などの保護処分に付すまでの必要はないが,これ以上非行を繰り返さないよう教育的な働き掛けを必要とする少年については,処分を決定するまでの過程で,

少年や家庭の問題を明らかにし、家庭裁判所調査官、裁判官がその少年に最も適した働き掛けを行い、その結果を見て改めて処分についてどうするかを 判断しており、まさに、こういった少年の再非行防止への取り組みが、家庭 裁判所の重要な役割であると考えている。

家庭裁判所調査官は,事件記録上から得られる情報などをもとに,どの点にポイントを置いて面接を行うかなど調査の方針を立て,調査面接に臨んでおり,実際の調査では,事件の内容や少年の過去の非行経験,家庭,友人や学校,これまでの生活歴などを調査している。本事例においては,調査の結果,少年は最近の万引き事件以外はこれまで大きな問題がなく成長してきたこと,母親に対しては迷惑をかけたと反省しているが,万引きした店舗の人に対しては,嫌な思いをさせたと語るだけであること,今回の万引き事件を起こした当時は夜遊びもあったようだが,現在は不良友達とも遊ばなくなり,夜遊びもせずに真面目に生活していること,母親が一生懸命に働いて育ててくれたことには感謝している様子だが,いつも叱ってばかりいる母親にもっと自分の頑張りを認めてほしいと不満を抱えていることが分かった。

そこで,担当調査官は,少年の再非行を防止するため,被害店舗に与えた 影響を少年に具体的に理解させるとともに,母子関係の調整を図るための取り組みを行った。

少年と母親に対する面接では、非行によってどのような責任が生じるのか、家庭裁判所でどのような処分を行っているのか、万引きを軽く考えてはいけないこと、謝罪や弁償をきちんと行う必要があることを伝えるとともに、自分がやった行為によって被害店舗にどのような迷惑をかけたのかを具体的に理解させるために、「被害を考える教室」に参加させることにした。

また,母子関係の調整として,母親には,厳しく叱りつける以外に少年を 褒める重要性などを伝え,親子のコミュニケーションの在り方について指導 ・助言を行ったほか,少年には母親に対する率直な気持ちを語ってもらい, それを母親に伝え、少年にも母親の気持ちを伝え、相手を思う気持ちが相互にあることを確認させた。同時に、母親が生活を支えるために昼夜働いている状況であったことを踏まえ、親子で共同作業をする場面を設定し、親子関係を見直すきっかけとするため、「地域美化活動」にも参加させることとした。この地域美化活動に対しては、少年が、「万引きしたらなぜ掃除をしないといけないのか。」と疑問を抱き、母親も、奉仕活動(ボランティア)の経験がなく不安や疑問を抱いたため、担当調査官から少年と母親に対し、活動の内容について丁寧に説明を行った上で、活動の意味をしっかり伝えた。とりわけこの事例では、事件を起こす自分の考えがいかに自己中心的なものであったか、自分の行動次第で社会に役立つことができることを少年に気づかせるために、少年とのやりとりの中で納得させていった。こうした導入(動機付け)をしっかりと行うことで、活動の効果はぐんと上がり、少年の改善へとつながっていくことになる。なお、母親に対しても、不安なく活動に取り組めるよう十分な動機付けを行った。

少年と母親は,面接から数日後に,「被害を考える教室」,「地域美化活動」の順に参加し,最終的にこの少年は「不処分決定」となった。

最近は、自分の気持ちを思うように言葉にできない少年が多く、家庭裁判所調査官が様々な工夫をしながら面接をしても、言葉でのやり取り、働き掛けに限界を感じる場面も比較的多い。そこで、言葉のやり取りのみで気付きを促すのではなく、このように被害者の生の声を聞く体験や公園清掃活動を通じて、気付きを促すということを行っている。そして、この体験で気付いたことや考えたことをきちんと振り返らせて、少年や母親の改善をさらに促していくことが重要と考えている。

審判では、裁判官から、改めて少年及び母親に対して法的責任や被害者の 視点からの話があり、調査や教育的措置を振り返らせ、調査で把握できた少 年の特徴や家族の問題に即した働き掛けがなされた。少年と母親は、ともに 社会奉仕活動などを実際に体験したことで,実感を持って裁判官の説諭を受け止めることができた様子であった。

また,少年は,言語表現が苦手で,調査では自信なげに話していたのに対し,審判では自信を持ってしっかりと自らの考えや思いを話すことができていた。

ちなみに,この事例は1年ほど前に終局した事例であるが,その後,再非 行はないと聞いている。

このように、少年や保護者に対して、多角的な働き掛けを互いに関連させ、補い合いながら行うなど、少年や保護者に対する働きかけをいかに的確に行っていくかが、家庭裁判所に課せられた重要な役割であると考えている。なお、当庁では、少年の更生にとって就労が大変重要であると考え、このほかの教育的措置として「就労支援」を行っており、少年友の会の会員が少年に対し、履歴書作成指導や就職面接指導、ハローワークなどの機関への同行支援を行っている。

(5) 補足説明

(説明者)

裁判官の立場から若干説明を付加させていただく。一般保護事件の終局結果のうち,審判不開始と不処分が全体のおよそ4分の3を占めている。その多くは、いわゆる初発型非行、例えば万引きや自転車の窃盗、遺失物横領など、現時点では少年院送致あるいは保護観察といった保護処分に付さなければならないほどには非行性が進行していない少年による非行である。そのような事件については、この段階で非行の芽をできる限り摘み取って、二度と非行を起こさせないという視点が重要であり、このような視点から少年の抱える問題に応じて教育的措置を選択し、実施しているところである。

そして,教育的措置を経た上で審判を開く事件においては,裁判官が少年 に教育的措置で体験したことや感じたことを振り返らせ,そこで得られた効 果の定着を図るべく、さらに教育的な働き掛けを行っている。実際に体験したことに基づいて働き掛けを行うことから、その教育的効果は高いものと考えられる。その結果として、特に問題がないという場合には不処分決定がなされるということになる。

(6) 意見交換

(委員)

不処分や審判不開始で終わる件数としては統計上4000件弱であり,これらの全てを教育的措置で対応するというのは現実的に難しいと思われるが, 教育的措置に参加させる基準など,どう対応をされているのか,実情を教えてもらいたい。

(説明者)

教育的措置は、少年一人一人に目配りしながら実施することとしており、 教育的な効果が下がらない人数を見極めながら実施をしているのが実情である。例えば、「被害を考える教室」については、主に中学生を対象に、年間 11回、1回の定員を23名として実施しており、平成25年は168人の 少年が参加している。また、社会奉仕活動である地域美化型の公園等の清掃 については、平成25年に8回ほど活動しており、延べ98人の少年が参加 している。

(委員)

教育的措置は,少年友の会の会員や学生ボランティアの協力のもとに行われているということだが,このボランティアの募集などについて教えてもらいたい。

(説明者)

少年友の会は,東京家庭裁判所の調停委員や参与員を会員として,家庭裁判所に協力して,非行少年の社会復帰や立ち直りのための援助をしているボランティア団体であり,設立当初は,補導委託中の少年への経済的援助を中

心に活動していたが,現在は教育的措置の実施,例えば,少年が清掃活動に行くときの同行援助や,家庭裁判所調査官と一緒に少年に対する目配りや声掛けなどをしていただいている。他方,学生ボランティアは,約30の首都圏の大学に募集をかけ,約100名の学生に登録してもらっている。希望者には,大学教授の推薦状を提出してもらった上,採用面談を行っている。学生ボランティアには,兄姉の立場から,少年に勉強を教えたり,少年の見本になってもらうことを狙いとして参加してもらっている。

そのほかに、地域のNPO団体などの協力を得て清掃活動などを行っている。

(委員)

万引きをした少年には万引き教室,交通違反関係の場合は交通講習,薬物関係の場合は薬物教室というように非行の類型に応じた教育的措置を実施されているようだが,少年の非行内容からどの類型にも当たらない場合など, 結果として教育的措置から漏れてしまうことはあり得るのか。

(説明者)

少年の非行内容に応じて,複数の教育的措置を行う場合があるほか,集団による措置ではなく,個別対応として,個々の少年の問題点に焦点を当てた働き掛け(継続型の教育的措置)を行う場合もあり,漏れるということはない。

(委員)

地域美化型の社会奉仕活動にどのような少年を参加させるのか。

(説明者)

活動に参加した少年が、体験を通じて得るものは少年によって様々であり、 どのような少年をというよりも、どのような少年でも得るものはあると考え ており、こういう子だけを参加させるということではないと考えている。ま た、例えば、この少年の場合は親子関係の改善のために、あるいは社会のた めに役に立つことの達成感や社会における有用感を体験させるためにと,少年によってその狙いが異なることから,対象少年を限定しているということはない。

(委員)

教育的措置のうち、特に対人援助型については、例えば、少年が赤ん坊をだっこしたり、お年寄りの世話をしたりと、一つ間違えると命にかかわる事故になってしまうという難しさのある活動といえ、それなりに選抜された少年でないと対応できないと思うが、参加者を決めるに当たってどのような点を考慮しているのか、また、福祉機関等の受入機関と協力関係の構築にどのように取り組んでいるのかについて教えてほしい。

(説明者)

対人援助型の社会奉仕活動は,試験観察決定のあった少年の短期補導委託として活用している。具体的には,少年友の会に委託して,老人ホームなどの施設を活動場所として,通所又は宿泊で活動を行っている。最近では,活動日数にもバリエーションが出てきている。参加人数は,年間20人程度で,各施設ごとでは1か月に1人の割合である。受入先からは,少年が事故を起こさないよう,活動内容や職員の配置にかなり配慮をしていただいている。少年は,お年寄りと接する奉仕活動のほか,関わってくれる福祉機関の職員とのやり取りを通じて,献身的に誠実に働く人たちと身近で接する体験をし,働く意味も感じることができる。

他方,乳児院での活動は,親子で参加させるケースが多く,この狙いは,乳児院での育児体験を通して,少年が母親にどう育てられてきたかを自分で振り返ってもらうことにある。

(委員)

少年への働き掛けには,どうしても親子関係にも立ち入る必要があり,例 えば,深刻なDVや暴力,虐待があったり,母子ではなく父子家庭であった りなど、様々なケースの親子に関わっていると思うが、どのようにアプローチをしているのか教えてほしい。

(説明者)

DVなどであれば、やはり児童相談所などの関係機関と連携をとって、緊急性等も見極めながら、対応していくしかないと考えている。他方、子どもが低年齢で問題行動を起こすなど、児童相談所と関わりを持ち、援助を受けているケースというのは、非行の初発年齢も早く、再非行率も高い傾向にあると認識している。少年が非行から立ち直る一番の資源は保護者であり、家庭裁判所調査官としては、保護者がどのぐらい力を発揮してくれるかに焦点を当てながら、裁判所の調査だけではなく、でき得る限り関係機関と連携をとって、その後どう福祉的につないでいくかも視野に調査を進めているのが実際であろうと認識している。

もっとも,非協力的な保護者にどうアプローチするかは,家庭裁判所調査 官にとっても非常に難しい課題であり,各委員の御経験からアドバイスをい ただければありがたい。

(委員)

教育的措置にかかわる少年の統計上の男女比,年齢構成などについて教えてもらいたい。

(説明者)

非行少年は圧倒的に男子少年のほうが多い。年齢構成は、約10年前は16歳から17歳が多くを占めていたが、ここ数年で一番係属率の高い年齢が15歳から16歳に下がってきており、中学生の事件や触法である14歳未満の事件も、全体で占める割合としては少ないが、増加傾向にある。

(委員)

未成年者が児童相談所を通して児童養護施設などに行くようなケースでは, 家族の分離により福祉サービスを利用することになるが,その出口として福 祉機関としては家族の再統合を目指すためのトレーニングを行うことがある。 このように親子の関係に問題があるときに,教育的措置の中で,何か関係を 改善していくような取り組みをしているか教えてほしい。

(説明者)

非行少年の保護者を対象に保護者の会というのを1年間に数回行っている。これは,非行少年の保護者同士が話し合いなどの交流を通じて,親として非行に向き合い,親としての力を取り戻してもらうために取り組んでいるものである。

(委員)

不処分や審判不開始で終局した事案で,教育的措置についても必要ないと して行わないことはあるか。

(説明者)

事案軽微を理由に、家庭裁判所調査官の調査を経ずに書面上の審理のみで審判不開始になって終わる簡易送致というものがあり、これについては教育的措置を行っていない。また、教育的措置になじまないケースとして、例えば、少年が集団行動を苦手とする場合や知的障害を持っているなど、理解力に乏しく講習などになじまない場合がある。そのほか、既に保護観察等の保護処分を受け、その上でまた裁判所に係属した場合において、別件で保護されていることを理由に不処分になるという事例もあるなど、事案によって教育的措置を行っていないケースもある。

(委員)

教育的措置を行った結果,例えば,少年が反省をしたり親子関係が改善するなどの具体的な成果が出るまでに,どのくらいの時間がかかるか教えてほしい。

(説明者)

家庭裁判所調査官としては,少年や保護者の小さな変化も見逃さないとい

う意識で向き合っており、その変化をきちんと認めてあげることを通じて変化のきっかけを与え、また新たな変化に結び付けるということをやっている。変化のスパンはそれぞれで異なっており一概に言えないが、時間の使い方としての目安は二、三か月ではないかと思われる。もっとも、少年や保護者に自分たちで立ち直っていく力をつけてもらうということも目標としており、実務としては、できるだけ1か月以内に教育的措置を終え、審判などの最終的な判断に結び付けていくことで動いている。

(委員)

教育的措置は人間関係でも基本的なことを培っていくアナログ的な感じがするが、コンピュータ時代に育った少年に働き掛けていくには非常に難しいことではないかと心配している。そのような少年にどのようにアプローチしているのか。

(説明者)

調査を重ねる中で、本人が興味を持っていて大事にしているもの、例えば ゲームやIT機器などを話題に入れたりして、少しずつ関係を作ることから 始めていくケースもあるし、時間をかけて関わっていくこともある。

(委員)

裁判所の働き掛けによって,少年自身は反省しているが,家庭に問題があって,このまま少年を保護者のもとに帰すと再非行の可能性があると認められる場合,裁判所としてはどう対応するのか。例えば,専ら児童相談所へつなぐという形を取るのか教えてほしい。

(説明者)

少年の立ち直りにとって一番の資源は家庭であると理解しており,非行少年の保護者の苦労も受け止めながら話を聴くことによって少しでも前向きになってもらうよう保護者に対して指導しているところである。ただ,保護者への働き掛けは実際のところ非常に難しいと感じており,やはり保護者にか

わる社会資源として,例えば,学校や地域などにつなぐことができるのかに ついても検討することになろうかと思う。

(委員)

教育的措置というのは、保護者にしろ、少年本人にしろ、きっかけを与えて戻ることのできるタイプの人たちがメインのターゲットになるのではないか。これまでの話を伺って、元々きちんとした生活のパターンをある程度持っている人には、教育的措置のような教育的な介入によって効果は上がるが、他方、元々戻るパターンの生活を持っていない人には、教育的措置のみでは難しいのではないかというのが感想である。

精神科の治療でも、一定のプログラムの最中や病院の中で提供する価値観はその場である程度すり込むことができるが、いざ実際の生活に戻ったときに、どうしても持続していかないという、汎化というものがある。この汎化に焦点を当て、少年が社会に戻ったときの生活のパターンとしてどういうものがあるのか、例えば、少年が毎日、どのように生活するのかという観点から、1日あるいは週間単位というところから組み立てていくことが意外と効果があるのではないかと感じているので、今後の参考にしていただきたい。

(委員長)

ありがとうございました。

(委員)

学校の先生には,少年の最終処分結果のほかに,教育的措置を行った理由や,その内容,結果などについても伝えているのか教えてほしい。

(説明者)

学校の先生との連携は不可欠であり,教育的措置での少年の様子や成果を 具体的に伝えるようにしている。特に試験観察中の少年については,きめ細 かく学校に連絡している。また,家庭裁判所調査官からあえて直接学校には 連絡せず,保護者から先生に,少年の様子や褒めるべきところを具体的に話 してみるよう促すことを行って,先生と保護者との信頼関係の回復を図った りもしている。

なお,私学に通学する少年については,裁判所への事件係属が処分の対象になることもあるため,情報管理を慎重に行っているところである。

(委員)

教育的措置で行うグループワークは、家庭裁判所の専門外の業務であると思われるが、これに携わる家庭裁判所調査官などの担当者を対象に研修等を行っているのか。

(説明者)

グループワークの向上を目的として,年に二,三回,外部講師を招いて, ファシリテーターの研修等を実施している。

(委員)

いわゆる引きこもりや非行などで,親元から離れて共同生活をしている家 に通ったときの過去の経験から,非行に走る子も引きこもりになる子も,心 の中の気持ちとしては一緒であり,エネルギーのある子が暴れて非行となり, エネルギーの比較的ない子が自分に向かって自分を傷付け引きこもるのでは ないかと感じている。

今日のテーマである教育的措置などによって,早い段階から,多くの大人に目をかけてもらい,体験などを通じて立ち直っていく子どもたちがいる一方で,引きこもりで大人の目が届かなくなってしまって漏れてしまう少年がいるという問題も深刻であると切に感じている。また,男の子の場合は,理屈ではなくて,割合一発こつんとやられると,ぱっと目が覚めて,さっと立ち直ることができる場合が多いように感じているが,女の子の場合は比較的立ち直りが難しいと感じている。女の子の場合は,相手の言うことを聞いて一度立ち直ってみようと思っても,その相手から少しでも違う態度を感じ取ると,すぐ元に戻ってしまうという揺り戻しが女の子に多いように思う。是

非,この男の子と女の子の立ち直りにおける違いを少年と向き合う際に意識 してほしいと考えている。

(説明者)

確かに、女子少年は、交際相手の男性に影響を受けやすく交際相手と一緒に悪いことをして捕まったり、それでもその交際相手と別れられなかったりと、女子少年を保護者や家族のほうに目を向けさせるのに苦労することもあり、少年の性別を意識した対応が必要であると実感している。

3 次回予定

平成26年12月18日(木)午後3時00分